

令和8(2026)年度 ユニバーサル農業発展支援事業

農業者と福祉施設等とが連携した実践手法の検討の場づくりや、障害者等が参画する農業研修、農業体験等の取組や生産された農産物や加工品に、より付加価値を創出する取組等に対し、地域の実態に応じて総合的に支援します。



とちまるくん

ナイチュウ ©栃木県

支援する取組内容

- ◆農福連携の発展に向けた検討やセミナー等の実施、講座や研修会等への参加、農場体験の実施
- ◆福祉部門等による農作業受託の実施※1、農業生産の実施※2
- ◆取組を通じた商品等の付加価値化、販売促進、情報発信、PR

※1 農作業受委託の実実施計画の延べ日数（障害者数×就労日数）が年間30人日以上を目指すこと

※2 協議会の構成員である農業部門の主体が技術指導を行うとともに、生産の継続性が見込まれること

支援する経費

賃金※3、報償費、旅費、需用費※4、役務費※5、委託費、使用料及び賃借料、資材備品等購入費※6、補償料、機械等賃料※7

※3 取組への指導等に係る経費に限る。かつ福祉部門等の主体の職員経費を除く。

※4 事業遂行に直接関係する消耗品費、燃料費、印刷製本費等

※5 通信運搬費、手数料、広告料等

※6 据え付けしない簡易な道具等に限る。かつ所得価格の単価が50万円未満に限る。

※7 PCリース料は除く。

補助率・限度額

- ◆事業費の2分の1以内
- ◆ただし、事業実施主体ごとに20万円を上限とします。

事業実施主体

◆農業部門の主体※1と福祉部門等の主体※2が形成する協議会等（代表者を設置し、組織運営の規約等の定めがあるもの）

※1 市町、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格化法人、認定農業者、新規認定就農者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町村農業公社、農業経営体、農業振興を目的に有する特定非営利活動法人

※2 障害者又はそれらを支援する組織や団体、障害者就労施設、高齢者・生活困窮者・ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者又はそれらを支援する組織や団体、その他知事が認めた者

実施要件

- ◆ 会議等を開催して、農作業等の内容、スケジュール等を検討していただきます。
- ◆ 事業実施年度から3年間、実施状況報告書を提出していただきます。

実施要領・交付要領のダウンロード HP

〈掲載HP〉 申請書様式等のダウンロード先

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/shokuiku/20220711yuniba-saruhattensien.html>



【お問合せ】

栃木県農政部農政課 食育・地産地消担当
電話:028-623-2288 FAX:028-623-2340

栃木県上都賀農業振興事務所企画振興部
電話:0289-62-5236 FAX:0289-65-7018

栃木県下都賀農業振興事務所企画振興部
電話:0282-23-3425 FAX:0282-23-3752

栃木県那須農業振興事務所企画振興部
電話:0287-23-2151 FAX:0287-23-7994

栃木県河内農業振興事務所企画振興部
電話:028-626-3076 FAX:028-626-3071

栃木県芳賀農業振興事務所企画振興部
電話:0285-82-4720 FAX:0285-83-6245

栃木県塩谷南那須農業振興事務所企画振興部
電話:0287-43-1252 FAX:0287-43-4072

栃木県安足農業振興事務所企画振興部
電話:0283-22-2355 FAX:0283-23-5693